

## [ 特別徴収地方税取扱規定 ]

### 1. 納入依頼

納入依頼は、114Salut Station またはデータエントリーサービスを利用し、当行所定の時間内に行うものとします。

### 2. 納入資金等の引落とし

- (1) 納入資金および基本手数料等は、あらかじめ取決められた引落日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の引落口座から自動的に引落します。
- (2) この取扱いの際、次の確認を行って取扱いましたうえは、取引データ、引渡票につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### ●データ引渡票方式

伝送された取引依頼データと、ファクシミリ送信された引渡票に記載されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致していること。

### (3) 変更・解約等

この取扱いにつき変更等がある場合または解約する場合には、当行所定の書面により届出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

### (4) 手数料

特別徴収地方税納入事務取扱いにあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。) 手数料および消費税は、当行所定の日、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、別途お届けいただいた指定の手数料引落口座から自動的に引落します。

### 3. 規定の変更

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以 上

(2023年1月20日現在)